

平成31年度労働保険年度更新について

～申告・納付はお早めに～

富山労働局 労働保険徴収室

労働保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ精算することになっており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。

これを「年度更新」といい、今年度は6月3日（月）から7月10日（水）までが受付期間となっております。手続きは、最寄りの労働基準監督署、富山労働局及び金融機関等にて取り扱っております。

なお、労働保険料・一般拠出金の納付については、口座振替により納付することも可能です。

申告書を法定期限内（平成31年7月10日）までに提出されない事業主に対し、認定決定を行ったうえ追徴金を徴収する場合がありますので、早めの申告手続きをお願いします。

口座振替の申し込み方法については、最寄りの労働基準監督署、富山労働局労働保険徴収室までお問い合わせください。

